

新旧対照表（広島市環境影響評価条例施行規則）

現 行		改 正																									
第1条～第34条 (略)		第1条～第34条 (現行に同じ。)																									
<p>(都市計画決定権者が手続を行う場合の条例の読み替え)</p> <p>第35条 条例第35条第2項の規定による技術的読み替えは、条例第5条から条例第24条までの規定中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と読み替えるほか、次の表のとおりとする。</p>		<p>(都市計画決定権者が手続を行う場合の条例の読み替え)</p> <p>第35条 条例第35条第2項の規定による技術的読み替えは、条例第5条から条例第24条までの規定中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と読み替えるほか、次の表のとおりとする。</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>読み替える規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>条例第8条第3項第1号</td><td>同意 (</td><td>同意 (都市計画法第18条第3項 (同法第21条第2項において準用する場合を含む。) 及び同法第19条第3項 (同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項又は第87条の2第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) の規定による同意を除く。</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>		読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句			(略)	条例第8条第3項第1号	同意 (	同意 (都市計画法第18条第3項 (同法第21条第2項において準用する場合を含む。) 及び同法第19条第3項 (同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項又は第87条の2第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) の規定による同意を除く。			(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>読み替える規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td>(現行に同じ。)</td></tr> <tr> <td>条例第8条第3項第1号</td><td>同意 (</td><td>同意 (都市計画法第18条第3項 (同法第21条第2項において準用する場合を含む。) _____ _____ _____ _____ _____ の規定による同意を除く。</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>(現行に同じ。)</td></tr> </tbody> </table>		読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句			(現行に同じ。)	条例第8条第3項第1号	同意 (	同意 (都市計画法第18条第3項 (同法第21条第2項において準用する場合を含む。) _____ _____ _____ _____ _____ の規定による同意を除く。			(現行に同じ。)
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																									
		(略)																									
条例第8条第3項第1号	同意 (	同意 (都市計画法第18条第3項 (同法第21条第2項において準用する場合を含む。) 及び同法第19条第3項 (同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項又は第87条の2第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) の規定による同意を除く。																									
		(略)																									
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																									
		(現行に同じ。)																									
条例第8条第3項第1号	同意 (	同意 (都市計画法第18条第3項 (同法第21条第2項において準用する場合を含む。) _____ _____ _____ _____ _____ の規定による同意を除く。																									
		(現行に同じ。)																									
第36条～第57条 (略)		第36条～第57条 (現行に同じ。)																									
<p>別表 (第2条関係)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 電気工作物の設置又は変更の工事の事業</p>		<p>別表 (第2条関係)</p> <p>(1)～(4) (現行に同じ。)</p> <p>(5) 電気工作物の設置又は変更の工事の事業</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>要 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水力発電所</td> <td>次の各号のいずれかに該当するもの (1) 設置の工事の事業であって、出力が1.5万キロワット以上であるもの (2) 変更の工事の事業であって、出力が1.5万キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの</td></tr> </tbody> </table>		区 分	要 件	水力発電所	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 設置の工事の事業であって、出力が1.5万キロワット以上であるもの (2) 変更の工事の事業であって、出力が1.5万キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>要 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水力発電所</td> <td>次の各号のいずれかに該当するもの (1) 設置の工事の事業であって、出力が1.5万キロワット以上であるもの (2) 変更の工事の事業であって、出力が1.5万キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの</td></tr> </tbody> </table>		区 分	要 件	水力発電所	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 設置の工事の事業であって、出力が1.5万キロワット以上であるもの (2) 変更の工事の事業であって、出力が1.5万キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの																
区 分	要 件																										
水力発電所	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 設置の工事の事業であって、出力が1.5万キロワット以上であるもの (2) 変更の工事の事業であって、出力が1.5万キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの																										
区 分	要 件																										
水力発電所	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 設置の工事の事業であって、出力が1.5万キロワット以上であるもの (2) 変更の工事の事業であって、出力が1.5万キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの																										

現 行		改 正	
火力発電所	<p>次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 設置の工事の事業であって、出力が 5 万キロワット以上であるもの</p> <p>(2) 変更の工事の事業であって、出力が 5 万キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの</p>	火力発電所	<p>次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 設置の工事の事業であって、出力が 5 万キロワット以上であるもの</p> <p>(2) 変更の工事の事業であって、出力が 5 万キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの</p>
風力発電所	<p>次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 設置の工事の事業であって、出力が 1,500 キロワット以上であるもの</p> <p>(2) 変更の工事の事業であって、出力が 1,500 キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの</p>	風力発電所	<p>次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 設置の工事の事業であって、出力が 1,500 キロワット以上であるもの</p> <p>(2) 変更の工事の事業であって、出力が 1,500 キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの</p>
――	――	太陽電池発電所	<p>次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 施行区域の面積が 10 ヘクタール以上である設置の工事の事業</p> <p>(2) 施行区域の面積が 10 ヘクタール以上である変更の工事の事業であって、発電設備の新設を伴うもの</p>
――	――	――	――
――	――	――	――
――	――	――	――
――	――	――	――

#### 備考

- この表に掲げる水力発電所、火力発電所及び風力発電所は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 38 条第 3 項に規定する事業用電気工作物に限るものとする。
- この表に掲げる水力発電所は、当該水力発電の設備にダム又は堰せきが含まれる場合においては、当該ダムの新築又は当該堰せきの新築若しくは改築である部分を含むものとする。

(6)～(13) (略)

#### (14) 工場又は事業場の新設又は増設の事業

要 件
製造業等に係る工場又は事業場の新設又は増設の事業であって、次の各号のいずれかに該当するもの
(1) 新設の事業であって、形状変更区域の面積が 10 ヘクタール以上であるもの
(2) 増設の事業であって、増設の部分に係る形状変更区域の面積が 10 ヘクタール以上であるもの

#### 備考

- この表に掲げる水力発電所、火力発電所、風力発電所及び太陽電池発電所は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 38 条第 2 項に規定する事業用電気工作物に限るものとする。
- この表に掲げる水力発電所は、当該水力発電の設備にダム又は堰せきが含まれる場合においては、当該ダムの新築又は当該堰せきの新築若しくは改築である部分を含むものとする。

(6)～(13) (現行に同じ。)

#### (14) 工場又は事業場の新設又は増設の事業

要 件
製造業等に係る工場又は事業場の新設又は増設の事業であって、次の各号のいずれかに該当するもの
(1) 新設の事業であって、形状変更区域の面積が 10 ヘクタール以上であるもの
(2) 増設の事業であって、増設の部分に係る形状変更区域の面積が 10 ヘクタール以上であるもの

現 行	改 正
<p>(3) 新設の事業であって、排出ガス量が4万立方メートル以上であるもの又は排出水量が5,000立方メートル以上であるもの</p> <p>(4) 増設の事業であって、増設の部分に係る排出ガス量が4万立方メートル以上であるもの又は排出水量が5,000立方メートル以上であるもの</p>	<p>(3) 新設の事業であって、排出ガス量が4万立方メートル以上であるもの又は排出水量が5,000立方メートル以上であるもの</p> <p>(4) 増設の事業であって、増設の部分に係る排出ガス量が4万立方メートル以上であるもの又は排出水量が5,000立方メートル以上であるもの</p>
備考	備考
1～4 (略)	1～4 (現行に同じ。)
5 この表に掲げる工場又は事業場には、(5)の表火力発電所の項_____に掲げる要件に該当する事業及び火力発電所の専用設備の設置に該当する事業は、含まないものとする。	5 この表に掲げる工場又は事業場には、(5)の表火力発電所の項及び太陽電池発電所の項に掲げる要件に該当する事業並びに火力発電所の専用設備の設置に該当する事業は、含まないものとする。
(15)～(18) (略)	(15)～(18) (現行に同じ。)